



ひょっとしたら“障害年金”の対象かも

障害年金は心の病でも請求できます

障害年金は病気やケガで

働くことや日常生活を送るうえで困難がある場合に支給される公的年金です。

支給・不支給は病名で決まらず、ほとんどの傷病が対象です。

障害年金は福祉制度ではなく社会保険です

障害年金はご自身が支払った年金保険料が土台となっている社会保障制度なので、

要件を満たす場合は、遠慮なく請求することをお勧めします。

お金があれば、安心です

ご自身のペースで職場復帰・社会復帰を目指すにはお金は欠かせません。

厚生年金に加入の会社勤めの方なら障害の程度が低い障害厚生年金3級でも

最低612,000円(年)が支給されます。

また、障害年金を受給していても働くことが可能です。

心の病で障害年金を受給している方の約34%(令和元年)の人が就労しています。

自分で請求しなければなりません

障害年金はお役所からの案内はありません。自ら請求しないと受給できません。

手続きが面倒なら社会保険労務士に依頼しましょう。

まずは、じんざいポータルにお問い合わせください！



無料診断は裏面から (FAXまたはスマホで!)

1. 無料診断の後 対面又はZoomでの無料の相談会のご案内をいたします
2. 無料相談会后、最終的な契約・進行のご判断をしていただきます





“障害年金受給可能性診断アンケート”

障害年金受給可能性をお知りになりたい際は、下記にご記入の上 FAX してください。
専門の社労士が無料で診断しご連絡いたします。
また右下の QR コードからスマホでの回答も OK です。

----- 切り取らずに FAX してください -----

FAX 送信書

※●質問 1~9 の該当する選択肢の□にチェックして送信ください

FAX 0120-543-055

障害年金受給可能性 “無料” 診断申込書

送信先：じんざいポータル

●質問 1：現在 20 歳以上ですか？

はい いいえ

●質問 2：どのような病気やけがですか？

うつ病などの精神系の疾患（いわゆる心の病） それ以外の病気やけが

●質問 3：現在、病院に通院していますか？

はい いいえ

●質問 4：初診日から 1 年 6 か月以上経過していますか？

（初診日：障害年金に該当すると思われる傷病について初めて医療機関を受診した日）

はい いいえ わからない

●質問 5：日常生活や働くことに支障がありますか？

はい いいえ

●質問 6 初診日に国民年金・厚生年金に加入していましたか？

はい いいえ わからない

●質問 7：初診日に 60～65 歳でしたか？

はい いいえ わからない

●質問 8：また、初診日は 20 歳未満でしたか？

はい いいえ わからない

●質問 9：社労士との無料相談を希望しますか？

対面 Zoom 希望しない

その他、ご質問等

お名前

ご住所 〒

電話番号

メールアドレス

スマートフォンからでも OK



QR 00543